進路を北西に変え、秋田市新屋で旧雄物川を分派し、日本海に注ぐ幹川流路延長133km、流域面積4,710㎢に及ぶ河川である。

雄物川はその流域に秋田市や大仙市など５市２町１村を擁する治水上重要な河川であるが、河床勾配が中流域では約１／400～１／4,000、下流域では約１／4,000～１／5,000の緩勾配であるため、浸水が広範囲かつ長期に及ぶ地形であるとともに、中流域には狭窄部や無堤区間が多く存在することから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和19年７月の洪水では、死者・行方不明者11名、流出・全壊戸数19戸、浸水家屋7,279戸の被害が発生したほか、昭和62年８月の洪水では、床上浸水家屋534戸、床下浸水家屋1,040戸の被害が発生した。

雄物川水系の治水対策は、雄物川水系河川整備基本方針（平成20年１月策定）に沿って、平成26年11月に策定された雄物川水系河川整備計画（平成29年４月変更）に基づき、順次河川改修等が実施されているところ、支川玉川合流点から基準地点である椿川までの区間（以下「中流部」という。）は、無堤区間が多く存在し流下能力が不足していることから、無堤区間の早期解消等を図るため、昭和62年８月の洪水と同規模の洪水に対応することを整備計画の前期整備とし、優先的に整備が進められてきた。

このような中、平成29年７月、８月の２度にわたり洪水が発生し、特に７月の洪水では前期整備で対応することとされている昭和62年８月の洪水を大きく上回る出水により、中流部において19.8kmもの範囲で溢水し、床上浸水家屋167戸、床下浸水家屋538戸等の甚大な被害が発生した。このことから、中流部では平成29年７月の洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である椿川における河道配分流量6,100㎥／秒を流下させることを当面の目標とし、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）の指定を受け緊急的に堤防の整備が実施されている。

本件事業は、激特事業の指定を受け、無堤であることから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため河川改修工事を行うことにより、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年12月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成29年10月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるマガン、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキタノアカヒレタビラ、カジカ中卵型及びコバネアオイトトンボその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ、ノダイオウ、カンエンガヤツリ等、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ノウルシ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、起業者は、今後、秋田県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、無堤である本件区間に新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、東北横断自動車道釜石秋田線の雄物川第二橋より上流側と下流側に分けてそれぞれ検討が行われており、雄物川第二橋より下流側については、申請案である築堤案、堤内地側築堤案並びに堤外地側築堤及び河道掘削案の３案が考えられるが、堤内地側築堤案は圃場整備済みの田地が堤外地となり地域住民の生活基盤である農業に大きな影響を与えること、雄物川第二橋付近に人為的に湾曲部を発生させることになり治水上望ましくないこと、堤外地側築堤及び河道掘削案は、河道内を改変することから河川環境への影響が大きいことなどから、申請案が最も合理的であると認められる。雄物川第二橋より上流側については申請案である築堤案並びに築堤及び河道掘削案の２案が考えられるが、両案を比較すると、土地利用に与える影響は同程度であるものの、申請案は、河道内での施工がなく環境に与える影響が小さいこと、河道での矢板締切り等の仮設工事が必要なく施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、無堤であることから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大仙市長を会長とする雄物川改修整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県大仙市役所

○国土交通省告示第四百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百七十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一